

## 報告 1

### 秋田市マイタウン・バス南部線における路線の一部変更について

#### 1 概要

河辺 A コース、雄和 A コース及び雄和 B コースにおいて、路線図の錯誤が判明したことから、路線図を変更したものである。

#### 2 変更内容

河辺地域：資料 3

雄和地域：資料 3 及び資料 4

#### 3 見なし事項該当区分（旧見なし事項）

資料 8（区分 1 「路線・軽微な変更」）

#### 4 協議が整っていることの証明書

資料 10

#### 5 変更日

平成 28 年 6 月 1 日

## 報告 2

### 秋田市マイタウン・バス東部線の時刻変更について

#### 1 変更理由

秋田市マイタウン・バス東部線上北手コースの上り 7 : 4 0 発の便において、終点の日赤病院前到着後、日赤病院前発の秋田駅行きの路線バスに乗換が困難であったことから、乗換が可能となるよう、本便の発車時刻を変更したものである。

#### 2 変更内容

資料 5 (運行時刻)

#### 3 見なし事項該当区分 (旧見なし事項)

資料 8 (区分 5 「運行時刻・変更」)

#### 4 協議が整っていることの証明書

資料 1 1

#### 5 運行開始日

平成 2 8 年 7 月 1 日

## 報告 3

### 秋田市マイタウン・バス北部線・笹岡線における 運行内容の一部変更について

#### 1 概要

上新城コースの平日上り便において、地域からの利便性向上を求める要望に基づき、上り 5 便の終点を土崎駅から北部市民サービスセンターとし、併せて運行時刻を改めたものである。

#### 2 変更内容

- (1) 運行系統：資料 6
- (2) 運行時刻：資料 7

#### 3 見なし事項該当区分

資料 9（区分 2「系統・軽微な変更」及び区分 5「運行時刻・変更」）

#### 4 協議が整っていることの証明書

資料 1 2

#### 5 運行開始日

平成 2 8 年 1 0 月 1 日

資料 3

- ・ 河辺 A コース
- ・ 雄和 A コース
- ・ 雄和 B コース

中央シルバーエリア

イオンモール秋田

御所野小学校前

御所野

— 変更前  
— 変更後



資料 4

・雄和Bコース

四ツ小屋小学校

四ツ小屋駅

四ツ小屋幼稚園

四ツ小屋下丁

四ツ小屋中丁

公民館前

— 変更前  
— 変更後

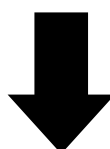




## 運行系統の変更

変更前【平成28年9月30日まで】

系統番号	系統名	起点	基準地	終点	距離(km)	備考
1	金足コース①	岩瀬北	高岡	秋田厚生医療センター	14.2	
2	金足コース②	岩瀬北	高岡	土崎駅	13.7	
3	金足コース③	岩瀬北	高岡	北部市民サービスセンター	14.4	
4	下新城コース①	内畑	内畑	秋田厚生医療センター	12.4	
5	下新城コース②	内畑	内畑	土崎駅	11.9	
6	下新城コース③	内畑	内畑	北部市民サービスセンター	12.6	
7	上新城コース①	上小又	上小又	秋田厚生医療センター	7.9	
8	上新城コース②	上小又	上小又	飯島中学校前	8.8	
9	上新城コース③	上小又	上小又	土崎駅	11.7	廃止
10	上新城コース④	上小又	上小又	北部市民サービスセンター	12.4	



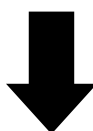
変更後【平成28年10月1日から】

系統番号	系統名	起点	基準地	終点	距離(km)	備考
1	金足コース①	岩瀬北	高岡	秋田厚生医療センター	14.2	
2	金足コース②	岩瀬北	高岡	土崎駅	13.7	
3	金足コース③	岩瀬北	高岡	北部市民サービスセンター	14.4	
4	下新城コース①	内畑	内畑	秋田厚生医療センター	12.4	
5	下新城コース②	内畑	内畑	土崎駅	11.9	
6	下新城コース③	内畑	内畑	北部市民サービスセンター	12.6	
7	上新城コース①	上小又	上小又	秋田厚生医療センター	7.9	
8	上新城コース②	上小又	上小又	飯島中学校前	8.8	
9	上新城コース③	上小又	上小又	北部市民サービスセンター	12.4	旧系統10

## 運行時刻の変更

変更前【平成28年9月30日まで】

平日 / 上り	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
上小又・あいぜん苑前	6:59	7:05	8:06	9:43	11:20	13:01	14:23	15:54	17:16	18:01	18:17
五十丁	7:16	7:22	8:23	10:00	11:37	13:18	14:40	16:11	17:33	18:18	18:34
秋田厚生医療センター	7:26	7:32	8:33	10:10	11:47	13:28	14:50	16:21	17:43	18:28	18:44
飯島中学校前	7:32	7:38	—	—	—	—	14:56	—	17:49	—	18:50
土崎駅	—	—	8:45	10:22	11:59	13:40	—	16:33	—	—	—
北部市民サービスセンター	—	—	8:49	10:26	—	13:44	—	16:37	—	—	—



変更後【平成28年10月1日から】

平日 / 上り	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
上小又・あいぜん苑前	6:59	7:05	8:06	9:43	11:10	13:01	14:23	15:54	17:16	18:01	18:17
五十丁	7:16	7:22	8:23	10:00	11:27	13:18	14:40	16:11	17:33	18:18	18:34
秋田厚生医療センター	7:26	7:32	8:33	10:10	11:37	13:28	14:50	16:21	17:43	18:28	18:44
飯島中学校前	7:32	7:38	—	—	—	—	14:56	—	17:49	—	18:50
土崎駅	—	—	8:45	10:22	11:49	13:40	—	16:33	—	—	—
北部市民サービスセンター	—	—	8:49	10:26	11:53	13:44	—	16:37	—	—	—



## バス路線再生分科会において協議が調っているとする見なし事項一覧

平成21年11月30日議決

区分		要件	分科会への対応
1	路線	軽微な変更 ・ 停車するバス停に変更がなく、かつ、運行時刻の変更を必要としないもの、又は、バス停の廃止に伴うもの。 ・ 道路の付替工事に伴う路線の変更により、必要がある場合。(案)	事後報告 報告1に該当
2	系統	軽微な変更 ・ 路線の変更に伴うもの、および系統の廃止とならないもの。	事後報告
3	便数	増 ・ 定員を超える乗車が見込まれる場合又は地域の要望に基づき乗車が見込まれる場合。	
		減 ・ 他の便に比して、乗車状況が極めて悪い場合。	事後報告
4	バス停	新設 ・ 地域の要望がある場合。	
		移設 ・ 地域の要望がある場合又は運行効率あるいは安全性の向上を目的とする場合。 ・ 区分1の路線の変更に伴い、必要がある場合。(案)	
		廃止 ・ 乗降者が見込まれない場合。	事後報告
5	運行時刻	変更 ・ 乗り継ぎ交通機関との調整を図る必要がある場合。(マイタウン・バス相互調整も含む) ・ 区分1の路線の変更に伴い、必要がある場合。(案)	報告2に該当
6	定期券	新設 ・ 割引率が、他のバス交通機関と同程度以下であること。	
7	回数券	新設 ・ 割引率が、他のバス交通機関と同程度以下であること。	
8	臨時乗車券	新設 ・ 概ね期間が3ヵ月程度であり、かつ、割引率が過大とならないこと。	事後報告
9	臨時運行	新設 ・ 概ね運行期間が3ヵ月程度であり、かつ、既設の便に影響が無いこと。	事後報告

(補足) 上記表に該当しない事項は、全てバス路線再生分科会協議事項となる。

(附則) 平成22年12月24日から適用する。

秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会において  
協議が整っているとする見なし事項一覧

区分		要件	
1	路線	軽微な 変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停車するバス停に変更がなく、かつ、運行時刻の変更を必要としない場合。</li> <li>・ バス停の廃止に伴う場合。</li> <li>・ 道路の付替工事等に伴う道路線形の変更による場合。</li> </ul>
2	系統	軽微な 変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区分1の路線の変更に伴う場合。</li> <li>・ <b>系統が廃止となる場合であっても、他の系統により廃止系統の経路等が確保される場合。</b></li> </ul>
3	便数	増	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員を超える乗車が見込まれる場合。</li> <li>・ 地域の要望があり、かつ、乗車が見込まれる場合。</li> </ul>
		減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の便に比して、乗車状況が極めて悪い場合。</li> </ul>
4	バス停	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の要望がある場合。</li> </ul>
		変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の要望に伴い位置を変更する場合。</li> <li>・ 運行効率あるいは安全性の向上を目的として位置を変更する場合。</li> <li>・ 区分1の路線の変更に伴い位置を変更する場合。</li> <li>・ 名称を変更する場合。</li> </ul>
		廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乗降者が見込まれない場合。</li> </ul>
5	運行時刻	変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乗り継ぎ交通機関との調整を図る必要がある場合（マイタウン・バス相互調整も含む）。</li> <li>・ <b>区分1の路線の変更および区分2の系統の変更に伴う場合。</b></li> </ul>
6	定期券	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割引率が、他のバス交通機関と同程度以下である場合。</li> </ul>
7	回数券	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割引率が、他のバス交通機関と同程度以下である場合。</li> </ul>
8	臨時乗車券	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期間が3ヶ月以内であり、かつ、割引率が過大とならない場合。</li> </ul>
9	臨時運行	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行期間が3ヶ月以内であり、かつ、既設の便に影響がない場合。</li> </ul>

(補足) ・ 本見なし事項に該当しない事項は、全て秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会の協議事項となる。

・ 本見なし事項により対処した場合は、分科会に報告するものとする。

(附則) 本見なし事項は、平成28年7月14日から適用する。

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に基づく  
協議が調っていることの証明書

秋田市マイタウン・バス南部線について、下記のとおり協議が調ったことを証明する。

なお、本件は「協議が整っているとする見なし事項」のうち、区分1に該当するものである。

記

秋田市マイタウン・バス南部線河辺地域における路線変更について

内容等：資料1、資料1-1

秋田市マイタウン・バス南部線雄和地域における路線変更について

内容等：資料2、資料2-1～2-3

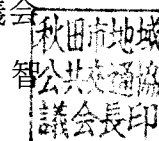
協議が整っているとする見なし事項一覧

内容等：資料3

平成28年4月8日

秋田市地域公共交通協議会

会長 日野



道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に基づく  
協議が調っていることの証明書

秋田市マイタウン・バス東部線について、下記のとおり協議が調ったことを証明する。

なお、本件は「協議が整っているとする見なし事項」のうち、区分5に該当するものである。

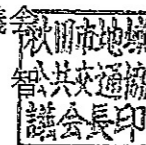
記

秋田市マイタウン・バス東部線上北手コースにおける時刻変更について  
内容等：資料1

協議が整っているとする見なし事項一覧  
内容等：資料2

平成28年5月16日

秋田市地域公共交通協議会  
会長 日野



道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に基づく  
協議が調っていることの証明書

秋田市マイタウン・バス北部線および笹岡線について、下記のとおり協議が調ったことを証明する。

なお、本件は「秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会において協議が整っているとする見なし事項」のうち、区分2および区分5に該当するものである。

記

- 1 協議が整っている運行系統  
別紙1のとおり
- 2 協議が整っている運行時刻  
別紙2のとおり
- 3 協議が整っているとする見なし事項一覧  
別紙3のとおり

平成28年8月9日

秋田市地域公共交通協議会

会長 日野

